



令和9年度 保育園入園申し込みのご案内



久米南町役場 保健福祉課

保育所等の保育施設は、就労や病気のために児童を家庭で保育できない保護者に代わって保育をする児童福祉施設です。

利用できる方は、支給認定を受ける必要があります。認定を受けるには、保育所入所申込書と必要な書類を提出してください。

※支給認定とは、教育・保育施設等を利用するための保育の必要性の認定です。

I 支給認定について

1 教育・保育施設等を利用するための保育の必要性の認定

保育園・認定こども園等を利用する場合、教育・保育給付認定が必要となります。

教育・保育給付認定は保育の必要性の有無と年齢に応じて、利用できる施設が分けられます。

「教育・保育給付認定申請書(現況届)兼保育園・認定こども園入園申込書」に必要な書類をそえて認定を申請してください。認定後は久米南町から「支給認定証」が交付されます。すでに認定を受けておられる方につきましては、現況を確認させていただきます。

2 認定区分

年齢	認定区分	保育の必要量	利用先
満3歳以上	1号認定	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園
満3歳以上	2号認定	保育標準時間・保育短時間	保育園(所) 認定こども園
満3歳未満	3号認定	保育標準時間・保育短時間	保育園(所) 認定こども園

※久米南町内での利用先は保育園のみです。

3 保育の利用を必要とする要件(2号認定・3号認定)

(要件に付してある番号は、Ⅰ－4、Ⅲ－2にも使用)

- ①1ヶ月に48時間以上労働することを常態としていること。
- ②妊娠中、または出産後間がないこと。(出産予定日の前8週から産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで)
(注):産後8週が経過した時点で、保護者の健康状態等をご確認させていただき、保育が必要と認められる場合はこの限りではありません。
- ③疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害がある。
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護している。
- ⑤震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている。
- ⑥求職活動(起業準備を含む)である。(90日を越えるときは、現況確認をいたします。)
- ⑦就学していること。(職業訓練含む。)
- ⑧虐待やDVのおそれがあると認められる。
- ⑨父または母が育児休業中で、継続利用が必要な子どもである。
- ⑩その他久米南町が認める事由に該当するもの。

4 保育の必要量

保育の利用を必要とする要件		保育の必要量	利用できる保育時間
①④ ⑦	1ヶ月に120時間以上労働等を常態としている。	保育標準時間	1日11時間まで (7:30~18:30) + 必要に応じた延長保育 (18:30~19:00)
②	妊娠中、または出産後間がない。		
③	疾病にかかり、もしくは負傷し又は精神もしくは身体に障害を有していること。		
⑤	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている。		
⑧	虐待やDVのおそれがある。		
①④ ⑦	1ヶ月に48時間から120時間未満労働等を常態としている。	保育短時間	1日8時間まで (8:30~16:30) + 必要に応じた延長保育 (16:30~19:00)
⑥	求職活動中(起業準備を含む)		
⑨	育児休業中		

※保育時間(開園時間)は、市町村や保育園(所)によっても異なります。

II 利用申込の対象者

久米南町に住所を有している(出生予定、転入予定含む)令和9年度に新たに保育園・認定こども園等の利用を希望する子ども及び、すでに保育園・認定こども園等を利用しており、引き続き利用を希望する子ども。

III 申請手続

(提出書類は、別紙記入例を参照のうえ記入してください。)

1 申請手続の流れ

※提出書類に「記入漏れ」や「添付書類がない」などの不備がある場合、受付できません。

※同じ家庭から2人以上の児童が同時に申請する場合は、児童ごとに申請が必要です。

※5月以降の入園については、入園月の前月1日までに申請してください。

※0歳児の入園希望については、2ヶ月前から受け付けます。

申請書等提出

●提出期間：令和8年11月20日(金)まで

●提出場所：町内各保育園(原則)、役場保健福祉課

☐支給認定申請書(現況届)兼保育園入園申込書

☐保育が必要な理由を証明する書類

☐個人番号届出書※

※令和8年1月1日に久米南町へ住民登録がなかった方のみ。

入園(所)調整

書類審査等の結果、児童の家庭での保育が困難と認められた場合に、保育の必要性の高い児童から利用保育園(所)の調整をします。

支給認定・入園(所)承諾

保育の必要性の「支給認定証」および入園(所)の「承諾書」を送付します。
(令和9年2月下旬ごろ)

保育料決定

(令和9年4月上旬ごろ)

2 保育が必要な理由を証明する書類

父母について、「保育を必要とする理由の書類」を添付してください。

保育を必要とする理由	必要な書類
①就労(内職を含む)・就労予定	就労証明(予定)書 自営業・内職申立書 農業申告書
②妊娠・出産	母子手帳のコピー 父母の氏名記載ページと分娩予定日記載ページ
③保護者の疾病、障害 ④同居親族の介護、看護	医師の診断書 …… 保育が困難なことがわかるもの 身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、介護保険 被保険者証の写し等 ※介護保険被保険者証は、介護認定の記載されたもの に限りします。
⑤災害復旧	罹災証明書のコピー等
⑥求職活動(起業準備含む)	申立書、ハローワークの証明書等
⑦保護者の就学(通学予定含む)	在学証明書等
⑧その他	役場保健福祉課へご相談ください。

※日常の家事・育児は、保育の利用を必要とする要件にはなりません。

IV 支給認定等の決定

※令和9年2月下旬に文書でお知らせする予定です。

1 支給認定

・久米南町において、保育の必要性を審査し「支給認定証」を交付します。

(既に町内保育園に入園している場合は各保育園で保管させていただいておりますので、内容が変更となる場合に限ります。)

2 利用施設決定

保育の必要性の高い児童から保育園(所)の入所可能児童数に応じて入所を決定します。保育園(所)の定員に余裕がない場合や保育の体制が整っていない場合は、希望の園に入園(所)できないことがあります。

V 保育料

1 保育料算定

保育料は原則、父母の市町村民税額及び児童の年齢等により決定されます。ただし、父母以外が家計維持の主体である場合は、家計維持主体者の市町村民税額によって決定します。

3歳から5歳のお子さんと、0歳から2歳で町民税非課税世帯のお子さんの保育料は無償です。

また、4月～8月分は前年度市町村民税額、9月～翌年3月分は新年度市町村民税額(6月確定分)により、算定します。

2 保育料決定通知

保育料決定通知は4月上旬ごろに在籍している園を通じて送付します。

※保育料の納付は、口座振替をご利用ください。(新規の方は、申し込みが必要です。)

VI 入園後の手続き

1 申請内容に変更が生じた場合

次の変更内容に該当する場合には、届出が必要です。なお、保育を必要とする理由が変更となる場合は、保育が必要な理由を証明する書類を添付してください。

変更内容によっては、支給認定証を返却していただくことがあります。
在籍中の保育園にお知らせください。

- ①就労状況の変化
- ②世帯構成の変更
- ③認定期間の延長
- ④保護者の氏名・住所・連絡先の変更
- ⑤子どもの氏名・保護者との続柄の変更

2 認定期間中の退園の場合

認定期間中で入園理由がなくなり家庭で保育できる場合や町外に転出する場合は、退園届等の提出が必要になりますので、在籍中の保育園にお知らせください。

【問い合わせ及び申し込み先】

久米南町役場 保健福祉課 TEL086-728-4411

〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削502-1



弓削保育園	〒709-3614	久米南町下弓削1673-1	TEL 086-728-3000
誕生寺保育園	〒709-3602	久米南町里方915	TEL 086-728-2788
神目保育園	〒709-3626	久米南町上神目615-1	TEL 086-722-1734